

# 保育所民営化 第2次実施計画

平成20年6月

宇治市

## 【1】はじめに

本市の保育所民営化については、平成15年9月、基本方針となる「今後の保育所運営について - 保育所民営化に向けて - 」及び「当面の保育所民営化推進について」を策定し、第1次として、平成17年4月に北小倉こひつじ保育園が開設されました。

基本方針では、民間保育所が本市の保育行政を大きく支えてきた経過と現状を踏まえ、保育所運営の課題を解決していくためには、公立、民間の併存を基本としながらも、民営化できるものは民営化する方向と、保育所の民営化は、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として実施することを明らかにしています。

第1次の民営化の後においても、保育ニーズの多様化や入所希望の増加、地域での子育て支援の面での保育所への期待は引き続き高まっており、国においては保育指針の見直しをされ、子どもの生活環境や、保護者の子育て環境が変化する中で、就学前の子どもの「育ち」の場である保育所に求められる役割がより一層明確にされるなど、保育所運営の質の向上が強く求められています。

また、保育所運営経費の面では、平成18年度の民間保育所と公立保育所との保育所運営費の割合が1対1.49となっているなど、基本方針で掲げている保育所運営上の課題は、現在も変わっていない状況にあります。

このような現状を踏まえ、基本方針に基づき、第2次保育所民営化を次の考え方で進めてまいります。

## 【2】第2次民営化の目的

最近の本市における子育てをとりまく環境は、新たな住宅開発やマンションの開発によって、少子高齢化傾向にあっても保育所需要は年々増加しており、待機児童対策は喫緊の課題となっています。また、公立、民間保育所ともに、施設の耐震対策や老朽対策などの施設整備も大きな課題となっています。

また、地域のコミュニティが希薄になっており、子育てに不安や悩みを抱える保護者も多く、子育ての孤立化を防ぐ子育て支援施策の充実も求めら

れています。現在、国では働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）を基調とした包括的、総合的な次世代育成支援のあり方が、検討されており、今後、更に行政、地域、企業などが一体となった施策を積極的に展開していくことが求められています。

しかしながら今日の本市の行財政の状況を見ると、扶助費などのいわゆる義務的経費の増加が著しいなど、本市の行財政環境は極めて厳しいものがあり、今後、福祉の分野においても、限られた予算の中で、子どもから高齢者までを支える様々なニーズに応えていくためには、より効率的な行財政運営に努めていかなければなりません。

こうした背景のもとで、第2次保育所民営化についても、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的として実施します。

### 【3】 第2次民営化の実施保育所及び基本的な考え方

#### （1）民営化する保育所

##### 宇治市立槇島保育所

所在地： 槇島町南落合17番地の2  
開設： 昭和47年4月  
敷地面積： 1,983.47㎡  
建物面積： 696.60㎡（鉄骨造平屋建）  
定員： 100人（乳児：30人・幼児：70人）  
職員数： 職員：14人（所長：1人・保育士：10人  
・調理員：2人・用務員：1人）  
嘱託パート保育職員：5人  
嘱託フリー保育職員：2人

#### （2）民営化する保育所の選定理由

入所率が高く、今後も入所希望児童数の変動が小さいと予想されることから、引き続き高い需要が見込まれます。

施設の老朽化が著しく進行しており、大規模な耐震補強工事も必要なことから、建替えによる施設整備を行う方針となっています。現在の国庫交付金制度の下では、公設の場合は起債償還額の地方交

付税算入はあるものの、国庫交付金の対象とならないことから、効率的な行財政運営の観点からも、社会福祉法人により建替え更新を行うことで、国の交付金等の導入が見込まれます。

近接する適正規模の用地確保が見込まれます。

### (3) 民営化の進め方についての基本的な考え方

第2次民営化は、社会福祉法人が新たに施設を建設することにより、民設民営の新たな保育所を開設するものとし、新たな保育所の開設と同時に、榎島保育所は廃止します。

社会福祉法人の自主性を前提としながらも、現に入所している児童が不安にならないよう配慮し、児童が安心して保育を継続できることを基本とします。

榎島保育所の保護者に対し、新しい保育所の保育内容などを説明し理解と協力を得るとともに、保護者ニーズにも配慮した保育所づくりを進めます。

新たな保育所用地は、榎島保育所の入所児童が継続して通園できるように配慮して、本市が近隣で用地を確保します。

## 【4】 第2次民営化の移行時期

本計画にかかる民間保育所への移行時期は、平成23年4月とします。

## 【5】 第2次民営化により充実に取り組む子育て支援施策

子育て支援を取り巻く課題は数多くありますが、特に現在の保育所をめぐっては、入所希望の増加や保育ニーズの多様化などの喫緊の課題に加え、国の保育指針の見直しにより、地域での子育て支援の面での関わりや保育内容の質の向上など、新たな役割が保育所に求められています。

そのため、これらの課題に対して、第2次民営化の実施により以下の項目の充実に取り組んでいきます。

### (1) 待機児童対策としての定員増

女性の社会進出が進み、子育て環境が大きく変化する中、保育所の需要はますます大きくなっています。本市においても、待機児童対策は喫緊の課題です。これまで、定員を超えた弾力的な入所受入や分園の設置等による定員増を実施し対応を行ってきましたが、未だ待機児童が発生している現状があります。

そのため、新たな民営化保育所については、必要な施設規模の確保を行い、20人以上の定員増を図ります。

### (2) 延長保育・一時保育の実施

多様化する就労形態に応えるとともに、保護者の子育てをサポートする機能を持った保育所が求められており、新たな民営化保育所では、午前7時から午後7時を下回らない開所時間の設定を行うとともに、一時保育を実施し、保育サービスの拡充を図ります。

### (3) 拡大する保育所の役割への体制充実

#### 家庭支援担当保育士の配置

近年、保育所においても、家庭や地域の生活環境の変化や家庭の子育て力の低下等を背景として、規則正しい生活リズムが崩れたり、人とうまく関われない子どもも少なくありません。また、保護者の子育ての孤立化や子どもに関する知識・理解が不足していることなど、不安や悩みを抱える保護者が増えています。極端な場合は虐待につながる可能性もあることなどから、社会的な対応も求められています。

保育所においては、入所している子どもの保育とともに、その保護者に対して子どもとの関係を踏まえた適切な支援を行うことや、家庭で子育てしている保護者に対する相談や支援を担う役割が求められることとなります。

そのため、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童の一人ひとりの個性を尊重しながら、基本的な生活習慣の獲得や健全な発達援助を行い、児童・保護者双方への支援を行うとともに、園庭開放など地域に根ざした保育所づくりを通じ、地域の養育相談の場としての役割を充実することも目的として、家庭支援担当保育士をすべての公立保育所に配置します。

### 保育の充実に向けた調整機能の強化

本市では22の公立・民間保育所（園）が、複雑多様化する保育ニーズに応えられるように、それぞれに特徴を生かしながら保育内容の充実に努めてきているところです。

このような中、国においても保育指針の見直しをされ、子どもの生活環境や、保護者の子育て環境が変化する中で、就学前の子どもの「育ち」の場である保育所に求められる役割がより一層明確化されました。

そのため、障害児保育をはじめとする課題を持った子どもに対する保育や、保育所と小学校の連携といった面などにおいて、市内のすべての保育所（園）が的確に対応していく必要があります。

市においても、高まっていく保育所の役割について、これまで以上に調整機関としてのさらなる対応が求められています。

そこで、調整機能強化のための担当職員を新たに配置し、公立・民間保育所（園）の保育内容の充実に努めます。

## 【6】 子育て支援施策の充実にかかる実施体制

本計画に基づく子育て支援施策の充実を図るには、一定数の人的資源が新たに必要となりますが、「今後の保育所運営について」の基本的な考え方に基づき、今回の民営化の実施により、その必要となる人的体制を確保します。

## 【7】 第2次民営化の実施にかかる条件

民営化の実施にあたっては、次の条件等により進めます。

### （1）移管に関する条件

保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、用地は移管先法人に無償貸与することとし、保育所施設の整備については、国の交

付金等と協調して補助金を交付します。

移管先法人の募集については公募とし、選定については学識経験者等により構成される選考委員会を設置し、総合的な審査を行い、決定します。

移管先法人は、本市域内において、現に保育所を運営する社会福祉法人とします。

## (2) 移管先法人募集の条件

社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達を遵守すること。

移管決定後から、当該保育所の保護者との話し合いの場を設定し、保育所の運営について話し合うとともに、地域に根ざした保育所づくりに努めること。

移管を受けた法人自らが新たな民営化保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと。

新たな保育所の施設長及び主任保育士は、新たな保育所の専任であること。

榎島保育所で実施している障害児保育、産休明けを含む乳児保育、保育所地域活動事業を継続して実施すること。

午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。

移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めること。

## (3) 新たな保育所との引継ぎ

### 引継ぎ期間

本市と移管先法人が、民営化にかかる引継ぎを行う期間は、平成22年4月から平成23年3月までの1年間とします。

### 引継ぎ保育の実施

施設が新しくなり、担任保育士や職員も全面的に入れ替わることにより、園児や保護者に不安感が生じることのないよう、法人職員と本市職員が共同して保育にあたる引継ぎ保育を実施することとします。引継ぎ保育の期間については、関係者等と十分に協議を行い、必要な期間及び具体的な方法を決定することとします。

### 引継ぎ内容

引継ぐ内容は、保育方針、保育にかかる計画、障害児保育、各種行事、安全対策及び保護者との連携等とします。

#### 保護者懇談会の実施

保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者、法人、本市の3者による協議を行うこととします。

#### (4) 本市の取り組み

##### 保育所施設の建設

保育所施設の建設にあたっては、移管先法人と必要な協議・調整を図るとともに、国の交付金等と協調して財政的支援を行い、児童の健全な心身の発達を図る、安全で健康な保育環境の確保に努めます。

##### 移管後の運営状況等の把握と調整

安定した保育環境を維持するため、移管先法人から保育所運営等について報告を求めること、及び保育の実施状況調査等を実施することにより、移管先法人の状況を把握し、法人との調整を行います。

##### 移管後の協議の場の確保等

移管後においても、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、必要に応じ、保護者、法人、本市の3者による協議を行うこととします。

#### 【8】 民営化の日程のめやす

平成23年4月の法人への移管までの日程のめやすは、次のとおりです。

平成20年	10月	移管先法人選考委員会設置(準備)
	10月	移管先法人募集開始
平成21年	6月	保育所条例改正
	6月	移管先法人決定
	7月	施設建設計画等検討
	8月	保護者と法人による話し合い開始
	8月	用地造成着工



平成 2 2 年	4 月	引継ぎの開始
	6 月	施設建設着工
平成 2 3 年	4 月	新たな保育所として開設